

老人保健施設みなと 入所利用料金表

1. 利用料金表（4人室）

要介護度	自己負担額（日額）					参考	
	介護保険分 ※1	負担段階 ※2	食費	居住費	保険外分 ※3	日額計	月額計 (日額×30日)
要介護1 (836 単位)	942 円	第一段階	300 円	0 円	400 円	1,642 円	49,260 円
		第二段階	390 円	370 円		2,102 円	63,060 円
		第三段階①	650 円			2,362 円	70,860 円
		第三段階②	1,360 円			3,072 円	92,160 円
		第四段階以上	1,650 円			530 円	3,522 円
要介護2 (910 単位)	1,021 円	第一段階	300 円	0 円	400 円	1,721 円	51,630 円
		第二段階	390 円	370 円		2,181 円	65,430 円
		第三段階①	650 円			2,441 円	73,230 円
		第三段階②	1,360 円			3,151 円	94,530 円
		第四段階以上	1,650 円			530 円	3,601 円
要介護3 (974 単位)	1,090 円	第一段階	300 円	0 円	400 円	1,790 円	53,700 円
		第二段階	390 円	370 円		2,250 円	67,500 円
		第三段階①	650 円			2,510 円	75,300 円
		第三段階②	1,360 円			3,220 円	96,600 円
		第四段階以上	1,650 円			530 円	3,670 円
要介護4 (1,030 単位)	1,150 円	第一段階	300 円	0 円	400 円	1,850 円	55,500 円
		第二段階	390 円	370 円		2,310 円	69,300 円
		第三段階①	650 円			2,570 円	77,100 円
		第三段階②	1,360 円			3,280 円	98,400 円
		第四段階以上	1,650 円			530 円	3,730 円
要介護5 (1,085 単位)	1,208 円	第一段階	300 円	0 円	400 円	1,908 円	57,240 円
		第二段階	390 円	370 円		2,368 円	71,040 円
		第三段階①	650 円			2,628 円	78,840 円
		第三段階②	1,360 円			3,338 円	100,140 円
		第四段階以上	1,650 円			530 円	3,788 円

【注】

- ※1 通常の介護保険1割分の自己負担額に加えて、施設として加算算定することが認められている「夜勤職員配置加算（24単位）」、「サービス提供体制強化加算(I)（22単位）」を含み、かつ地域加算として10.68円を乗じた金額を「介護保険分」として表記しています。
- ※2 ご利用者の所得等に応じて食費、居住費の一部が減額される制度（介護保険負担限度額）があります。上記の第一～第三段階がその対象者の負担額となります。なお減額対象ではない方については、第四段階で食費、居住費が計算されます。詳しくはお住まいの市区町村等にお尋ね下さい。
- ※3 日用消耗品費（200円/日）、教養娯楽費（200円/日）が含まれております。
- 4 介護職員処遇改善加算として1月当りの介護保険分の合計額に3.9%を、介護職員等特定処遇改善加算として1月当りの介護保険分の合計額に2.1%を掛けた金額を、介護職員等ベースアップ等支援加算として1月当りの介護保険分の合計額に0.8%を掛けた金額を別途上乘せしてご負担いただけます。

2. その他主な加算料金（該当される利用者のみ）

項目	負担額	説明	
保 険 分	初期加算	32 円/日	入所日から30日以内の期間に限り日額32円加算されます。また過去3ヶ月の間に、当施設に入所したことがない場合についても加算されます。
	自立支援促進加算	321 円/月	医師が自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時及び半年に1回見直しを行い、評価をもとに自立支援に係る支援計画(三月に1回見直し)を策定しケアを実施、厚生労働省に情報を提供・活用している場合加算されます。
	科学的介護推進体制加算	64 円/月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報、疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合、加算されます。
	短期集中 リハビリテーション加算	257 円/日	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、入所の日から起算して3月以内の期間に概ね週3回以上集中的にリハビリを行った場合、実施日につき加算されます。
	認知症短期集中 リハビリテーション加算	257 円/日	生活機能の改善が見込まれると医師が判断し、指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が入所の日から3月以内の期間に集中的なりハビリを個別に行った場合、週3回を限度として1回につき加算されます。
	療養食加算	7 円/回	病状等に応じて、発行された食事せんに基づき適切な栄養量及び内容を有する特別な療養食が提供された場合に算定されます。
	所定疾患施設療養費	513 円/日	肺炎、尿路感染症、帯状疱疹又は蜂窩織炎により治療を必要とする状態となり、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1月に1回で10日を限度とし、1日につき算定されます。
保 険 外	理美容代	実費相当額	外部の理美容師が来所した際に、個別の希望に基づき理美容のサービスを提供いたします。カット2,400円、毛染めのみまたはパーマのみ4,700円、カット+毛染めまたはカット+パーマ7,000円を申し受けます。
	健康管理費		インフルエンザ予防接種等にかかる費用で予防接種を希望された場合に申し受けます。
	電気料金	55 円/日	個別の希望に基づき、電気毛布やテレビ、その他の電化製品を持ち込み使用する場合は、電気代相当額として1品当日55円を申し受けます。(品物により1品当日1週間55円の場合あり)

老人保健施設みなと 入所利用料金表

1. 利用料金表（2人室）

要介護度	自己負担額（日額）					日額計	参考 月額計 (日額×30日)	
	介護保険分 ※1	負担段階 ※2	食費	居住費	保険外分 ※3			
要介護1 (836 単位)	942 円	第一段階	300 円	0 円	370 円	840 円	2,082 円	62,460 円
		第二段階	390 円				2,542 円	76,260 円
		第三段階①	650 円				2,802 円	84,060 円
		第三段階②	1,360 円				3,512 円	105,360 円
		第四段階以上	1,650 円	530 円			3,962 円	118,860 円
要介護2 (910 単位)	1,021 円	第一段階	300 円	0 円	370 円	840 円	2,161 円	64,830 円
		第二段階	390 円				2,621 円	78,630 円
		第三段階①	650 円				2,881 円	86,430 円
		第三段階②	1,360 円				3,591 円	107,730 円
		第四段階以上	1,650 円	530 円			4,041 円	121,230 円
要介護3 (974 単位)	1,090 円	第一段階	300 円	0 円	370 円	840 円	2,230 円	66,900 円
		第二段階	390 円				2,690 円	80,700 円
		第三段階①	650 円				2,950 円	88,500 円
		第三段階②	1,360 円				3,660 円	109,800 円
		第四段階以上	1,650 円	530 円			4,110 円	123,300 円
要介護4 (1,030 単位)	1,150 円	第一段階	300 円	0 円	370 円	840 円	2,290 円	68,700 円
		第二段階	390 円				2,750 円	82,500 円
		第三段階①	650 円				3,010 円	90,300 円
		第三段階②	1,360 円				3,720 円	111,600 円
		第四段階以上	1,650 円	530 円			4,170 円	125,100 円
要介護5 (1,085 単位)	1,208 円	第一段階	300 円	0 円	370 円	840 円	2,348 円	70,440 円
		第二段階	390 円				2,808 円	84,240 円
		第三段階①	650 円				3,068 円	92,040 円
		第三段階②	1,360 円				3,778 円	113,340 円
		第四段階以上	1,650 円	530 円			4,228 円	126,840 円

【注】

- ※1 通常の介護保険1割分の自己負担額に加えて、施設として加算算定することが認められている「夜勤職員配置加算（24単位）」、「サービス提供体制強化加算（I）（22単位）」を含み、かつ地域加算として10.68円を乗じた金額を「介護保険分」として表記しています。
- ※2 ご利用者の所得等に応じて食費、居住費の一部が減額される制度（介護保険負担限度額）があります。上記の第一～第三段階がその対象者の負担額となります。なお減額対象ではない方については、第四段階で食費、居住費が計算されます。詳しくはお住まいの市区町村等にお尋ね下さい。
- ※3 日用消耗品費（200円/日）、教養娯楽費（200円/日）、2人室代（440円/日）が含まれております。
- 4 介護職員処遇改善加算として1月当りの介護保険分の合計額に3.9%を、介護職員等特定処遇改善加算として1月当りの介護保険分の合計額に2.1%を掛けた金額を、介護職員等ベースアップ等支援加算として1月当りの介護保険分の合計額に0.8%を掛けた金額を別途上乘せしてご負担いただきます。

2. その他主な加算料金（該当される利用者のみ）

項目	負担額	説明	
保険分	初期加算	32 円/日	入所日から30日以内の期間に限り日額32円加算されます。また過去3ヶ月の間に、当施設に入所したことがない場合についても加算されます。
	自立支援促進加算	321 円/月	医師が自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時及び半年に1回見直しを行い、評価をもとに自立支援に係る支援計画(三月に1回見直し)を策定しケアを実施、厚生労働省に情報を提供・活用している場合加算されます。
	科学的介護推進体制加算	64 円/月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報、疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合、加算されます。
	短期集中リハビリテーション加算	257 円/日	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、入所の日から起算して3月以内の期間に概ね週3回以上集中的にリハビリを行った場合、実施日につき加算されます。
	認知症短期集中リハビリテーション加算	257 円/日	生活機能の改善が見込まれると医師が判断し、指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が入所の日から3月以内の期間に集中的なりハビリを個別に行った場合、週3回を限度として1回につき加算されます。
	療養食加算	7 円/回	病状等に応じて、発行された食事せんに基づき適切な栄養量及び内容を有する特別な療養食が提供された場合に算定されます。
	所定疾患施設療養費	513 円/日	肺炎、尿路感染症、帯状疱疹又は蜂窩織炎により治療を必要とする状態となり、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1月に1回で10日を限度とし、1日につき算定されます。
保険外	理美容代	実費相当額	外部の理美容師が来所した際に、個別の希望に基づき理美容のサービスを提供いたします。カット2,400円、毛染めのみまたはパーマのみ4,700円、カット+毛染めまたはカット+パーマ7,000円を申し受けます。
	健康管理費		インフルエンザ予防接種等にかかる費用で予防接種を希望された場合に申し受けます。

老人保健施設みなと 入所利用料金表

1. 利用料金表（個室）

要介護度	自己負担額（日額）					参考 月額計 (日額×30日)	
	介護保険分 ※1	負担段階 ※2	食費	居住費	保険外分 ※3		
要介護1 (756 単位)	857 円	第一段階	300 円	490 円	1,500 円	3,147 円	94,410 円
		第二段階	390 円			3,237 円	97,110 円
		第三段階①	650 円	1,310 円		4,317 円	129,510 円
		第三段階②	1,360 円			5,027 円	150,810 円
		第四段階以上	1,650 円			1,670 円	5,677 円
要介護2 (828 単位)	934 円	第一段階	300 円	490 円	1,500 円	3,224 円	96,720 円
		第二段階	390 円			3,314 円	99,420 円
		第三段階	650 円	1,310 円		4,394 円	131,820 円
		第三段階②	1,360 円			5,104 円	153,120 円
		第四段階以上	1,650 円			1,670 円	5,754 円
要介護3 (890 単位)	1,000 円	第一段階	300 円	490 円	1,500 円	3,290 円	98,700 円
		第二段階	390 円			3,380 円	101,400 円
		第三段階	650 円	1,310 円		4,460 円	133,800 円
		第三段階②	1,360 円			5,170 円	155,100 円
		第四段階以上	1,650 円			1,670 円	5,820 円
要介護4 (946 単位)	1,060 円	第一段階	300 円	490 円	1,500 円	3,350 円	100,500 円
		第二段階	390 円			3,440 円	103,200 円
		第三段階	650 円	1,310 円		4,520 円	135,600 円
		第三段階②	1,360 円			5,230 円	156,900 円
		第四段階以上	1,650 円			1,670 円	5,880 円
要介護5 (1,003 単位)	1,121 円	第一段階	300 円	490 円	1,500 円	3,411 円	102,330 円
		第二段階	390 円			3,501 円	105,030 円
		第三段階	650 円	1,310 円		4,581 円	137,430 円
		第三段階②	1,360 円			5,291 円	158,730 円
		第四段階以上	1,650 円			1,670 円	5,941 円

【注】

- ※1 通常の介護保険1割分の自己負担額に加えて、施設として加算算定することが認められている「夜勤職員配置加算（24単位）」、「サービス提供体制強化加算(I)（22単位）」を含み、かつ地域加算として10.68円を乗じた金額を「介護保険分」として表記しています。
- ※2 ご利用者の所得等に応じて食費、居住費の一部が減額される制度（介護保険負担限度額）があります。上記の第一～第三段階がその対象者の負担額となります。なお減額対象ではない方については、第四段階で食費、居住費が計算されます。詳しくはお住まいの市区町村等にお尋ね下さい。
- ※3 日用消耗品費（200円/日）、教養娯楽費（200円/日）、個室代（1,100円/日）が含まれております。
- 4 介護職員処遇改善加算として1月当りの介護保険分の合計額に3.9%を、介護職員等特定処遇改善加算として1月当りの介護保険分の合計額に2.1%を掛けた金額を、介護職員等ベースアップ等支援加算として1月当りの介護保険分の合計額に0.8%を掛けた金額を別途上乘せさせていただきます。

2. その他主な加算料金（該当される利用者のみ）

項目	負担額	説明
保険分	初期加算	32 円/日 入所日から30日以内の期間に限り日額32円加算されます。また過去3ヶ月の間に、当施設に入所したことがない場合についても加算されます。
	自立支援促進加算	321 円/月 医師が自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時及び半年に1回見直しを行い、評価をもとに自立支援に係る支援計画(三月に1回見直し)を策定しケアを実施、厚生労働省に情報を提供・活用している場合加算されます。
	科学的介護推進体制加算	64 円/月 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報、疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合、加算されます。
	短期集中 リハビリテーション加算	257 円/日 医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、入所の日から起算して3月以内の期間に概ね週3回以上集中的にリハビリを行った場合、実施日につき加算されます。
	認知症短期集中 リハビリテーション加算	257 円/日 生活機能の改善が見込まれると医師が判断し、指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が入所の日から3月以内の期間に集中的なリハビリを個別に行った場合、週3回を限度として1回につき加算されます。
	療養食加算	7 円/回 病状等に応じて、発行された食事せんに基づき適切な栄養量及び内容を有する特別な療養食が提供された場合に算定されます。
	所定疾患施設療養費	513 円/日 肺炎、尿路感染症、帯状疱疹又は蜂窩織炎により治療を必要とする状態となり、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1月に1回で10日を限度とし、1日につき算定されます。
保険外	理美容代	実費相当額 外部の理美容師が来所した際に、個別の希望に基づき理美容のサービスを提供いたします。カット2,400円、毛染めのみまたはパーマのみ4,700円、カット+毛染めまたはカット+パーマ7,000円を申し受けます。
	健康管理費	